

運 行 管 理 規 程

柏崎交通株式会社

制定日 平成 20 年 4 月 1 日

改定日 令和元年 12 月 18 日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、運行管理者（以下「管理者」という。）が事業用自動車（以下「車両」という。）の運行の安全管理及び事業遂行に必要な運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の指導監督について職務並びに必要な権限について定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

(管理者の選任等)

第2条 管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けた者を任命するものとする。

- 2 選任した管理者の氏名を社内の見やすい箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。
- 3 管理者を選任したとき及び選任に係る管理者を解任したときは、1週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸管理部長又は運輸支局長に届け出るものとする。
- 4 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その業務を全般的に統括する管理者（以下「統括管理者」という。）を代表者が任命するものとする。
- 5 選任した統括管理者の氏名を社内の見やすい箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。
- 6 管理者の補助者を選任する場合は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が認定する講習を修了した者を代表者が任命するものとする。
- 7 選任した補助者の氏名を社内の見やすい箇所に掲示して周知徹底するものとする。

(運行管理の組織)

第3条 運行管理の組織は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。
- (2) 統括管理者を選任する営業所のあたっては、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括するものとする。
- (3) 統括管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括管理者の指示に従い、その業務を遂行するものとする。
- (4) 補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。
- (5) 営業所を車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を樹立するものとする。
- (6) 管理者は乗務員に対し、法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、運行の安全確保に努めさせなければならないものとする。
- (7) 運行管理の指揮命令系統は、別添組織図のとおりとするものとする。

(管理者及び補助者の勤務時間等)

第4条 管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、車両の運行中は必ず管理者又は補助者は、営業所で執務していかなければならないものとする。

- 2 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その職務分担と勤務時間を明確にしなけ

ればならないものとする。

(管理者と補助者との関係)

第5条 管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲及びその執行方法を明確に指示するものとする。補助者は運行管理に関し処理した事項を速やかに管理者に報告するものとする。

- 2 管理者は、補助者の行った運行管理業務を把握し、その処理した事項の責任を負うものとする。
- 3 管理者は補助者に対する指導及び監督を行うものとする。

第2章 権限及び職務

(権限)

第6条 管理者は、本規程に定める運行管理を統括するものとする。

- 2 管理者は、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。
- 3 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を上司に助言することができるものとする。上司は、管理者から助言があったときはこれを尊重するものとする。

(職務)

第7条 管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第48条に規定する事項及び本規程に定るところに従い誠実公平にその職務を遂行しなければならないものとする。

(酒気を帯びた状態の乗務員の乗務禁止)

第8条 管理者は、酒気を帯びた状態にある運転者を車両に乗務させてはならないものとする。

(選任運転者以外の乗務の禁止)

第9条 管理者は、運転者として選任された者以外の者及び無資格者に車両を運転させてはならないものとする。

(運転者の確保)

第10条 管理者は、安全運行を確保するために必要な員数の運転者を常に確保するよう努めるものとする。

- 2 管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力するものとする。

(運転者の要件)

第11条 当該運行が旅客の運送を目的としない場合を除き、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えない者に、事業用自動車を運転させないこと。

(運転者台帳)

第12条 管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。

又、運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、当該台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3年間保存すること。

- (1) 作成番号及び作成年月日
 - (2) 事業者の氏名又は名称
 - (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
 - (4) 雇い入れ年月日及び運転者に選任された年月日
 - (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ) 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ) 運転免許の年月日及び種類
 - ハ) 運転免許に条件が付されている場合は、その条件
 - (6) 事故（道路交通法第72条第1項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故）を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要
 - (7) 運転者の健康状態
 - (8) 第13条の規定に基づく指導の実施及び第13条第2項に基づく適性診断の状況
 - (9) 運転者の写真
- 2 運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、当該台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3年間保存すること。

(事故の記録)

第13条 管理者は、当該営業所に属する車両について事故が場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項について記録し、事故の再発防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に資するものとする。（事故とは、道路交通法第72条第1項及び自動車事故報告規則2条の規定による事故をいう。）

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 自動車登録番号その他、当該自動車を識別できる表示
- (3) 事故の発生時間
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- (6) 事故の概要
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

2 事故の記録は3年間保存すること。

(休憩、仮眠施設の管理)

第14条 管理者は、休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設並びに睡眠に必要な施設を適切に管理すること。

(乗務員の服務規律の徹底)

第15条 管理者は運行の安全及び服務について、乗務員に対し機会があるごとに内容の徹底を図るものとする。

(乗務員の指導監督)

第 16 条 管理者は、運転者に対し運行の安全に遂行するよう絶えず指導監督するものとする。

- 2 死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇い入れた者及び高齢（65歳）に達した者については、特別な指導を行い、かつ、国土交通省が認定する適性診断を受けさせるものとする。
- 3 管理者は乗務員に対して、非常信号用具及び消火器の取り扱いについて適切な指導をするものとする。

(運行指示書の作成)

第 17 条 管理者は、運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者に携帯させ、記録を作成の日から1年間保存しておくものとする

(点呼の実施)

第 18 条 管理者は厳正な点呼を行うものとする。

- 2 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行うものとする。
- 3 運行管理者は、点呼を行うべき総回数の1/3以上を実施する。

(乗務前点検)

第 19 条 管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、安全運行を確保するため、次の各号により対面して乗務前の点呼を行うものとする。

- (1) 原則として個人別に行うこと。
- (2) 出発の10分前までに行うこと。
- (3) 営業所の定められた場所で行うこと。
- (4) 日常点検の結果に基づく運行の可否を確認すること。
- (5) 酒気帯びの有無を確認し酒気帯びが確認された場合、又はその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
- (6) 運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、睡眠不足、その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装を観察してサービスの適否を決定すること。
- (7) 健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
- (8) 運行する道路状況、天候、運行内容、本人の勤務状況及び生活状況等に照らして安全運行に必要な指示及び注意を行うこと。
- (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書その他業務上定められた

帳票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録、運行指示書、運行記録紙等の用紙を運転者に渡すこと。

(10) その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに、報告させる事項を具体的に指示しておくこと。

2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録すること

(1) 点呼を行ったもの及び点呼を受けた運転者の氏名

(2) 点呼日時

(3) 点呼の方法（対面、電話等の別）

(4) 酒気帯びの有無

(5) 運転者の疾病、睡眠不足、疲労等の状況

(6) 乗務する車両の登録番号又は認識できる記号

(7) 日常点検の結果に基づく運行の可否の状況

(8) 指示事項

(9) その他必要な事項

(乗務後点呼)

第20条 管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面して乗務後の点呼を行うものとする。

(1) 帰着後、速やかに行うこと

(2) 営業所の定められた場所で行うこと

(3) 車両、道路及び運行の状況について報告を受けること

(4) 安全運行を確保するため必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。

(5) 乗務記録及び運行記録紙その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受すること。

(6) 原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと

(7) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること

2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録すること

(1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

(2) 点呼の日時

(3) 点呼の方法（対面、電話等の別）

(4) 乗務した車両に登録番号又は認識できる記号

(5) 酒気帯びの有無

(6) 車両、道路及び運行の状況

(7) 交替運転者に対する通告

(8) その他必要な事項

- 3 管理者は、乗務後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理するものとする。

(行先地点呼)

第 21 条 管理者は、乗務開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、乗務前又は乗務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合には、電話その他の方法により行うものとする。

(乗務途中の点呼)

第 22 条 管理者は、夜間において長距離の運行を行う運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも 1 回電話その他の方法により点呼を行い、当該乗務にかかる自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運行をすることができない恐れの有無について報告を求め、確認を行い、運行のお安全を確保するために必要な指示を与えること。

(点呼記録の保存)

第 23 条 管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から 1 年間保存しておくものとする。

(適性診断)

第 24 条 管理者は、事業用自動車の運転者に適性診断を受けさせること。

(過労防止の措置)

- 第 25 条** 管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようにするため、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗割を作成し、これに基づき車両に乗務させるものとする。
- 2 管理者は、乗務員の休憩、睡眠に必要な休養施設を管理し、衛生、環境に留意する等、常に清潔に保っておくものとする。
 - 3 管理者は、疲労、飲酒、酒気帯び、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により安全な運転をし、又はその補助をすることができない乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。

(乗務記録)

第 26 条 管理者は乗務前点呼の際に運転者に対して、乗務の記録のための用紙を交付し次の各号に掲げる事項を記録させ、乗務後点呼の際にこれを提出させるものとする。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号
- (3) 乗務の開始及び終了の地点並びにそれらの日時、主な経過地点及び乗務した距離
- (4) 休憩又は宿泊した場合は、その地点及び場所
- (5) 道路交通法第 7 2 条第 1 項に規定する交通事故及び自動車事故報告規則第 2 条に規

定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因

(6) その他記録するように指示した事項

- 2 管理者は前項の記録（以下「乗務記録」という。）の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。
- 3 運行途中において、運行指示書の携行が必要な運行形態を行うことになったばあいには、その指示内容（日時・場所・指示者名等）を乗務記録に記録させるものとする。
- 4 管理者は、乗務記録を記録の日から1年間保存しておくものとする。

(運行記録計による記録)

第27条 管理者は、乗務前点呼の際に乗務記録の用紙の他、運行記録計の記録用紙（以下「記録用紙」という。）を交付し、乗務後点呼の際に記録した用紙を提出させるものとする。

- 2 管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、以上の認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。
- 3 管理者は、運行記録計により記録することのできない事業用自動車を運行させないこと。
- 4 管理者は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存すること。

(経路の状態に適する車両を使用)

第28条 管理者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ経路の状態に適すると認められる自動車を使用すること。

(輸送の安全のための措置)

第29条 管理者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずること。

(交代運転手の配置)

第30条 管理者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続できないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための運転者を配置すること。

(車掌の乗務)

第31条 管理者は、車掌を乗務させなければならない事業用自動車に車掌を乗務させること。

(事故発生時の措置)

第32条 管理者は、乗務員に対して車両の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について周知徹底しておくものとする。

- (1) 負傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。

- (2) 事故の拡散防止に措置を講ずること。
 - (3) 警察官に報告し、指示を受けること。
 - (4) 管理者に緊急連絡し、指示を受けること。
- 2 管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置をするものとする。
- (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示すること。
 - (2) 軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況及び原因等を調査すること。
 - (3) できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
 - (4) 現場において代替輸送が必要なときは、その措置を講ずること。
 - (5) 乗客の安全を期すること。
 - (6) 重大な事故の時は直ちに上長に報告し、その措置について指示を受けること。
- 3 管理者は、前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生 の 葉所に最も近い営業所の応援を求めることができるものとする。
- 4 管理者は、事故発生 の 都度、自動車事故報告規則に基づく事故に該当する場合は30日以内に事故報告すること。又、速報に該当するものは24時間以内に事故速報を電話等により運輸管理部長又は運輸支局長に対して行うこと。

(乗降時の注意)

第33条 乗降時は乗降場所での周囲の安全を確認し、必ず停車後に乗降口を開閉すること。

(事故防止対策)

第34条 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 事故（軽微な事故を含む。）については、その内容、原因等を記録して資料を整理しておくこと。
- (2) 道路、交通、事故状況等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を樹立するものとする。
- (3) 管理者は乗務員等に対して、自動車事故報告規則第5条の事故警報が発令された場合には、その警報による事故防止対策の措置を講じること。

(異常気象時等の措置)

第35条 管理者は、異常気象等について、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと。
- (2) 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるように气象台、警察、消防機関等との連携体制を確立しておくこと。
- (3) ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所定の措置を講ずること。

(4) 運行車両との緊急連絡体制を確立しておくこと。

(非常用信号用具)

第 36 条 旅客自動車運送業者は、その事業用自動車に踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に赤色旗、赤色合図等の非常信号用具を備えること。

(安全の確保)

第 37 条 自動車事故報告規則第五条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

(シートベルト)

第 38 条 管理者は、乗務員に対し道路交通法第 71 条の 3 (普通自動車等の運転者の遵守事項) の規定に基づきシートベルトの着用を義務づけること。

2 管理者は、乗務員に対し乗客の安全を確保するため、次の各号について徹底すること。

- (1) シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
- (2) 車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
- (3) 発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること

(別添)
運行管理の組織図

